

ストツプいじめ!

～いじめ防止対策推進法を現場に活かす～

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

子どもの日記念行事

6月24日、当会会館にて、子どもの日記念行事「ストツプいじめ! いじめ防止対策推進法を現場に活かす」が開催された。

本イベントでは、いじめ防止対策推進法(平成25年9月施行)の制定に携わった小西洋之参議院議員による基調講演、横浜市内の小学校で起きた福島原発事故の避難者児童に対するいじめ事例についての報告がなされ、その後、パネルディスカッションが行われた。

小西洋之参議院議員による基調講演

小西議員からは、まず、「いじめ」は、どの学校のどの子どもにも起こ

りうるものであると同時に、決してあってはならないものであり、いじめを最大限に防止し、早期発見し、適切に解決することが必要であるとの話

講演する小西議員

第60回日弁連人権擁護大会プレシンポジウム
「情報公開と公文書管理」
日時：平成29年9月15日(金)午後3時から
場所：横浜市開港記念会館 2階7号室



神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

があった。

次に、いじめ防止対策等への取組みに対する適切な評価がなく、いじめが起きたこと自体で批判されることが教職員等の消極的対応を招いているとの指摘があった。そのため、学校がいじめ防止プログラム及び早期発見・事案対処マニュアルを制定すること、また、いじめ対策委員会の設置が義務づけられていることなどの説明がなされた。

このプログラムは、学

と呼ぶ等の行為があった。4年生では、鉛筆を折る、ノートを隠す、蹴る、ものさしで叩く、階段から落とそうとする等の行為があり、5年生になると、「ごっこ」と名前をつけて遊びのような印象を持たせ、見張りを立てて殴る蹴るといった行為があった。また、被害児童に対して、「賠償金あるだろ」等と言って5〜10万円もの金額を10回ほど交付させた行為も認められた。

この事例では、学校は、他の保護者からの通報で、金品授受についての情報を早い段階で把握していたにも関わらず、被害児童に確認をせず、保護者にもその事実を伝えなかった。そのため、総額150万円になるまで事態が放置される結果となったとのことであった。

また、子どもたちは、いじめの中心となっていた一部の少年を除けば、「戦いごっこ」と言われて遊びだと思って参加した児童が多かったこと、金銭の授受も、「おごつてくれるんだって」と言われてもらっただけの児童が多かったこと、等の背景があったことも報告された。

このような、第三者から見えづらいいじめ被害の構造の中で、当初学校が「おごり行為だ」「いじめ行為ではない」としてしまっただけで、おごりの背景や、被害児童の負担・孤立に目が向けられず、被害児童の味方がいなかったことも問題点として紹介された。

パネルディスカッション

栗山博史会員をコーディネーター、小西議員、飛田会員、小池拓也会員をパネリストとしての意見交換では、まず、飛田会員から、学校が早期把握をしていながら被害が拡大した要因として、情報提供者の保護者から「情報提供したことを、被害児童には知らせないでほしい」との要望があったことが紹介された。

おわりに

本イベントの中で、組織的な対応とは、全員で同じ対応をするということではなく、全員で情報共有したり役割分担をしたりすることだ、という話がとても印象的であった。

いじめは、外から見えないかとの指摘とともに、いじめ防止対策推進法には保護者の学校への通報義務が規定され、また、個人情報保護法の適用は受けないと考えられるため、学校として情報提供の応諾が得られなかったとしても、被害児童の保護者への情報提供を判断するなど、被害児童等への働きかけを検討す

横浜市内小学校でのいじめ事例報告

飛田桂会員からのいじめ事例報告では、まず、第三者調査委員会の報告書に基づいて事案の概要が説明された。小学校2〜3年生の頃に、被害児童に対して加害児童から、鬼ごっこの鬼をわざとやらせる、「〇〇菌」

と見えづらいいじめ被害

と見えづらいいじめ被害

と見えづらいいじめ被害

と見えづらいいじめ被害

山ゆり

「手足口病」をご存じだろうか。テレビでは、「ナインティナイン」の矢部さんが発症してスマホも打つことができないと報道されたりして、聞いたことがあるかもしれない▼この病気はウイルスが原因で、主に乳幼児が発症する。症状は発疹が手のひらや足の裏、口内に発症し、たまに高熱も出るらしい。我が家でも、最近、下の子が発熱後に発疹が手足などに広がったため、病院で診察を受けたところ、手足口病と診断された▼病氣のため、保育園に預けられないため、妻と協力して子どもの面談を見ていると、今度は、妻が体調を崩す。もしかしてと思い、手のひらを見てみると、発疹が多数あり、手足口病を発症。大人の場合は発疹部分に触れると痛く、しびれるため、子どもの洋服を着せることなどもできなくなり、家中が混乱の事態となる▼手足口病には特效薬はないようで、自然治癒を待つほかないが、予防はできる。感染は、飛沫感染等であるため、こまめな手洗いやマスク等がよいようだ▼手足口病、子どもがかかる病気と思っ

(田鍋 智之)

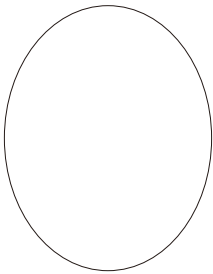
新たな法律相談援助制度 実施に向けて

全国担当者会議開催される

日本司法支援センター
対策委員会副委員長

安達 史郎

6月7日、日弁連主催の総合法律支援法改正対応全国担当者会議が開催され、当会からも担当副会長及び関係委員会の担当者が出席した。新たな法律相談制度が来年春頃までに開始されることを受けて、各単位会においてその準備を進めるための会議である。



当会が会として準備を進める必要があるのは、次の二つの新制度への対応である。

特定援助対象者 法律相談援助制度

一つ目は、「特定援助

対象者法律相談援助」と呼ばれる制度である。こ

う制度である。

これは、「認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがあつて、近隣に居住する親族がいないこと等の理由により弁護士等のサービスを自発的に求めることが期待できない者」を対象に、「資力を問わない」法律相談を、基本的には弁護士等が出張する形で実施するとい

う制度である。これは、特定侵害行為（つきまとい等、児童虐待及び配偶者からの暴力）を現に受けている疑いがある

と認められる者に対し、資力を問わない法律相談を実施するものである（一定の基準を超える資

力がある相談者からは相談料を受領することとなる。また、基本的に出張相談の形で相談が実施されることから、相談を実施した弁護士には法テラスから旅費が支給される。

また、基本的に出張相談の形で相談が実施されることから、相談を実施した弁護士には法テラスから旅費が支給される。

また、基本的に出張相談の形で相談が実施されることから、相談を実施した弁護士には法テラスから旅費が支給される。

DV等被害者 法律相談援助制度

二つ目は、「DV等被害者法律相談援助」と呼ばれる制度である。これは、特定侵害行為（つきまとい等、児童虐待及び配偶者からの暴力）を現に受けている疑いがある

と認められる者に対し、資力を問わない法律相談を実施するものである（一定の基準を超える資

今後の検討課題

いずれの制度も、相談の実施にある程度の知識や経験が必要であると思

われることから、名簿登録要件を設けるべきと考えられるが、登録要件をどうするか、名簿をどの

ように運用するかについては今後の検討課題であり、執行部、関係委員会において議論し、制度開始までに十分な準備を進める必要がある。

会員の皆様のご協力をお願いする次第である。

6月1日、当会では自死遺族ホットラインをスタートさせた。当ホットラインは、貧困問題対策本部自死問題対策部会が企画したもので、半年程度の試行期間を経て、本格稼働させたいと考えている。

自死遺族は、家族の自死によって、ある日突然、賃貸物件の所有者や鉄道会社から多額の損害賠償請求を受けたりする一方で、労災申請をしたり勤務先に損害賠償請求をしたりする場合も多く、担当者の

自死遺族ホットラインの 開始について TEL : 045-228-7832

話し方にも十分な注意が必要である。このように、難しい対応が必要なホットラインではあるが、自死遺族のおかれた厳しい現実に鑑みれば、当ホットラインの必要性は高い。

自死問題対策部会では、これまで自殺予防を中心に様々な企画を実施してきたが、今後は、自死遺族の支援も強化していきたいと考えている。

（会員 小野 通子）

なくならない 深刻な長時間労働

6月9日、

日弁連主催の

「労働の日

全国一斉労働

相談ホットラ

イン」の一環

として、当会

においても労

働問題に関す

る無料電話相

談会が実施さ

れた。

当会では、

午前10時から

午後10時まで

の12時間、18

名の会員が担

当し、例年よ

り多い合計42

件の労働相談が寄せられた。相談内容は、労働問題全般にわた

り、いじめ・パワハラに関する相談が13件、賃金・残業代の未払の相談が9件、契約内容と実際の労働条件が違つとの相談が5件、解雇・雇止め

の相談が4件等であった。

全国一斉共

通番号のフリ

ーダイヤルと

いうこともあ

り、兵庫県や

北海道からも

相談があつた。また、当事者からだ

けではなく、娘が会社を辞めさせてもらえないとい

った母親からの相談や、夫がパワハラを

受けてうつ状態となつてしまったという妻

からの相談など、家族からの相談も多数

見られた。

昨今の労働相談の傾向と同様、パワハラに関する相談が目

立ったが、長時間労働にもかかわらず残

業代が支払われないといった相談や、長

時間労働により倒れ障害が残つたという

過労に関する相談もあり、長時間労働による深刻な問題も浮

き彫りとなった。

（会員 北村 理美）

毎年恒例

女性の権利110番

14名の会員が相談対応

6月23日、毎年恒例の「女性の権利110番」が、当会と日弁連の共催（神奈川県の後援）で実施された。「女性の権利110番」は、毎年、男女共同参画週間（6月23

日から同月29日）にあわせて全国各地の弁護士会が実施している。当会では6回線の臨時電話を設置し、午前10時から午後3時まで、14名の会員が待機して女性の権利一般に

関する相談を受け付けた。開始時刻を迎えると同時に一斉に電話が鳴り、たちまち6回線が埋まつた。しかし、その後は低調に。例年、昼のテレビニュースで取り上げられると再び一斉に電話が鳴るとい

う光景が見られたが、今年はい

に東京都議選の告示日と重なってしまい、テレビニュースで取り上げて

もらえなかった。結果、相談件数は伸びず、昨年の半分の16件に留まった。

ところが、終了時刻間際になつて、電話をかけたも繋がらないとの連絡

が当会に寄せられた。調べたところ、電話機の不

具合が原因であることが判明した。このトラブル

がなければ、もっと相談件数が伸びていたことと

思われ、反省している。

相談内容は、離婚に関するものが多く、DV被害や財産分与など、弁護士への期待は高い。

今後も継続して取り組

みたい。

（会員 穂積 匡史）

スキルアップを目指して

第1回

事務職員研修会開催

法学部を卒業したものの、実務経験のない私が、法律事務所働き始めて4か月が過ぎたところで事務職員研修会がタイミングよくスタートしました。

6月23日に開催された第1回研修会は、「弁護士の仕事と事務職員の役割」というテーマで、佐々木博征弁護士と事務職員の森田純子さんによる基本的な日常業務についての講義でした。

法律事務所特有な日常業務における注意事項等を順序だてて説明していただく事により、日々

の仕事内容を再確認する事が出来ました。また、日弁連の役に立つサイトの情報や資料として頂いた「法律事務所用語集」も日常業務を行う上で参考に使わせていただこうと思います。

会場ではたくさんの事務職員の方々が受講していたので、自分と同じ様にこれから法律事務職員としてスタートする方々が大勢いるんだなと思うと心強いです。

残りの8回も受講することでスキルアップ目指して頑張りたいと思います。

(M&Fパートナーズ法律事務所
職員 川西 由希子)

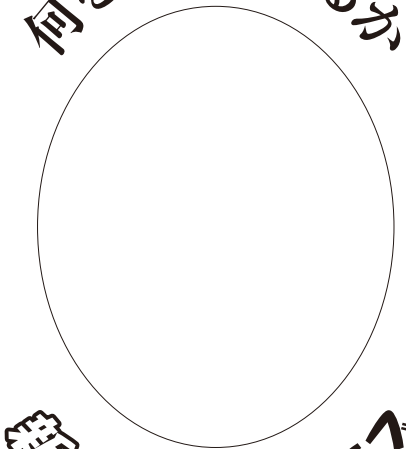


神奈川県に赴任してはや1年が過ぎた。九州は福岡から就職を機に初めて首都圏に居を構えた私は、横浜での生活を未だに楽しめていない。やはり若手記者の登竜門・県警担当である以上、神奈川県への赴任は社会に大きな影響を与える事件・事故を追い続ける日々が始まりであった。

当然、世間の耳目を集める公判も多い。司法クラブの常駐ではないが著名事件の公判には出席した。

初めて傍聴したのは、昨年6月にあった殺人罪などで起訴された元ベビシッターの男の公判。平成26年に預かっていた男児らに性的暴行を加

何を伝えられるか



皆こちら記者クラブ

決が下った。

男が遺族や被害者らに与えた苦しみは筆舌に尽くしがた

時間よりも長い間、男は遮断された空間で犯した罪の大きさと向き合うことになる。そ

(産経新聞東京支社
編集局 横浜総局
河野 光汰)

えたうえで死亡させた事件。公判では次々に衝撃的な真実が暴かれ、男に懲役26年の判決が下った。

く、厳罰は当然である。だが、26年である。私が今年25歳だから、私が今まで生きてきた

んな状況にある男が目の前にいる、という事実が何とも不思議であった。

世の大半の人は法廷、特に刑事事件とは特に関わり合いを持つことはないだろう。そうした市井の人間にとって、法廷はまさに非日常的な空間だ。

被害者側の感情、加害者の後悔、懺悔など多くの思いが交錯する。法廷はそんな「人間の機微」を扱う場所。記者として、何を伝えられるか。自らに問いかけていきたい。

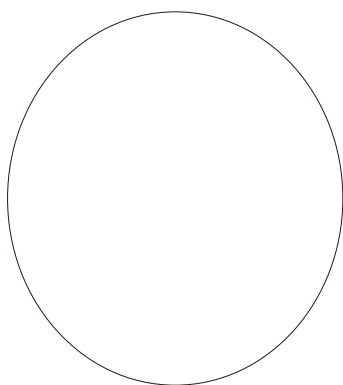
会長声明ができるまで

会員 藤田 章弘 (新60期)

私は今回初めて常議員を務めている。これまで多少の会務を行ってきたが、会全体の運営等に関する議論を聞くのは初めてであり、いろいろと勉強させていただいている。常議員会では毎回活発な質問や意見がなされているが、その中で私が特に興味深く感じたのは、会長声明についての議論である。

会長声明は当会を代表する見解として外部に発信されるものであるが、会員でもある常議員には皆それぞれの立場や意見がある。そのため、そもそも当該会長声明を発表するか否かという段階から厳しい意見の応酬がある。たとえば、いわゆる「共謀罪」法案の是非については、刑事法制の観点から見るのと、民事介入暴力の観点から見ると、全く異なる。え方が異なる。なるほどと気づかされ、ロースクールのとときに学んだ「事実」は光の当て方によって様々に捉えられる。」とい

常議員会のいま



理事者室

だより

最も重要な「理事者会」

副会長 佐藤 正知

私も、委員会活動で関わる部分以外の理事者の業務については、未知の

世界であった。副会長は、週1回午後

示をする。事務局が処理案を示してくれるので大変助かっている。膨大な文書の決裁欄に押印しているだけで、仕事をしている気分になる。

日直は、市民相談窓口担当の先生からの引継案件や、理事者が直接対応すべき案件について、当会に寄せられる苦情への対応も行う。それなりの件数があり、苦情を申出た方から話を伺うだけで、結構な時間が過ぎていたりする。

また、日直は刑事被疑

うことが改めて思い出された。

また、当該会長声明を発表すること自体には賛成であるとしても、文言が分かりにくい、結論が不明瞭であるといった形式面から、国会における議論を踏まえた高度な内容面に至るまで、数々の質問や意見がなされる。場合によっては原案の修正が行われ、ようやく一つの声明ができあがるのである。

今ところ常議員会に出席するたびに、「この人たちはみんなとても賢いな」と他人事のように感心しているばかりであるが、感心しているだけで一年間が終わらないように思っている。

者援助の報酬加算額も決定している。加算額が大きいと、担当事務局が飛んで来て説明を求められるりする。

日直以外にも、他団体のイベントへの来賓としての出席や挨拶なども多く、また、予想以上に夜の懇親会がある。

最も重要なのが、週1回午後開催される理事者会である。特に、常議員会を控えた時期は、議案上程準備も行うため、理事者会も長引く。それでも、理事者会終了後は、必ず皆で飲みに行ってしまう。そこで、H副会長より早く日本酒(いわゆる「ジャパン」)に手を出してはならないというのが、当期執行部の掟である。

生物多様性の島～奄美大島～

公害・環境問題委員会調査旅行を旅する

当委員会は、豊かな自然を五官で感じながら環境問題を考えようと、離島中心に視察調査を重ねている。第17弾の今回は、7月3日までの4日間、11人で奄美大島に赴いた。

亜熱帯のこの島は、面積約720㎢で日本の離島で三番目に大きい。約150万年前に大陸から切り離されて孤立したことから、独自の生態系を形成し、数多くの固有種・希少種を残す。今年3月に国立公園に指定され、近年中の世界自然遺産の登録を目指している。

14年ぶりに奄美に降り立った私は、その瞬間から懐かしい亜熱帯の熱気に体をくるまれ、やがてコバルトブルーの海と青く澄み渡った夏空、そしてむせ返るような森の動植物の気配に包まれ、恍惚となった。

一行は、奄美市役所と大和村役場を訪れ、奄美における自然保護の現状や課題をヒアリングした。自然保護についての普及啓発、開発や観光と保護とのせめぎ合い、生態系を荒らすマングースやノネコ・ノヤギへの対策等、現場でなければ実感できない諸問題について学んだ。

そして、我々の重要な使命は自然を味わい尽くすことであるので、あとの時間は絶え間ない探検活動に邁進した。

コアな植生の湯湾岳に登り、金作原の原生林を歩き、清流でリュウキュウアユと出会い、豊かなマングローブ林にカヤックで漕ぎ入った。

（会員 畑中 隆爾）

金作原原生材にて（右端が筆者）



イテテテッ！

委員会活動紹介 ③ 弁護士業務妨害対策委員会

インターネット上の業務妨害対策

3月22日、東京弁護士会業務妨害対策特別委員会及び当会業務妨害対策委員会の共催により、「警察におけるインターネット上の事件対応について」という講演会が開催された。

同講演会においては、神奈川県警察生活安全全部サイバー犯罪対策課の須藤勝氏を講師として招き、主に「プロバイダ責任制限法と警察からの削除要請」、「犯罪予告、自殺予告等における警察対応」、

「サイバー犯罪対策と他県警との連携」等の内容の講演が行われた。近年、インターネット上における掲示板やSNS等の普及によって、これらによる市民に対する権利侵害の事案が増加するとともに、弁護士業務に関する、弁護士業務に關しても、近年はインターネット上の業務妨害案件が増加してきている。これまでの典型的な弁護士業務妨害の事案は、

私の赤い

知は財産ーキノコ採りー

会員 勝俣 豪

凶鑑類とネット検索の結果、多少の違いはあるが、ほぼ間違いないであろう。似た毒キノコもあるが、

あたつても軽い下痢程度のよう。エイヤと少量食してみて、翌日まで無事であれば、ひとつマスタ

夏のキノコ、ハナビラタケと筆者

（朽木・土・

木の上、周囲の植生（共生対象の木の種類）、におい、味（軽く噛んで吐き出す）、触感（ゴムのよう・もろい）、季節等の諸事情を総合考量して判断する。

外観も色やおまかな形状だけでなく、たとえば傘の裏であれば、ヒダか網目か、ヒダであれば密か疎か、枝分かれしているか、柄から離れているか柄にそっていろか等の細かな特徴をみていく。

幸い「あたった」ことではない。唯一失敗したのは、毎年のように甘い香りを漂わせるキノコ。凶鑑にもネットにも出てな

い。似た毒キノコもなさそうなので、エイヤで食べてみたら、木の皮のように固くて全く食べられなかった。

このように毒でもないが食べられないキノコが無数にある。この手のキノコは名人に「これは何か？」と聞いても「食べないねえ」と一蹴される。キノコは食用、毒、食べないの3種に区別されるのである。

シモフリシメジのような極上のキノコ以外はキノコ鍋で食べることが多い。天然キノコのキノコ鍋は、テレビ等で絶賛しているのを見た人も多い

あったりするなどして、弁護士からは「顔が見える」者が妨害者であることがほとんどであった。このような場合、弁護士としては、それぞれの事案の特性と当事者に応じた適切な事件処理や業務妨害への対応を行うことも可能であった。

しかし、近年のインターネット上における弁護士に対する業務妨害に関しては、上記のような典型的な対応が困難な場合がある。

妨害者自身は事件並びに弁護士又は事件関係者とは直接関係がなく、このような「顔の見えない」不特定多数の妨害者が、面白半分で弁護士に対する誹謗中傷・殺害予告・爆破予告等の悪質な業務妨害を行う事案もある。

こういう事案については対応が難しく、対応によつては更に炎上して二次被害、三次被害を招くことにもなりかねないが、これに対しては、

弁護士個人で対応するのは相当な負担である。また、弁護士としてには予防策も重要である

神奈川県弁護士会 横須賀法律相談センター

電話／046-822-9688 予約受付時間／平日9：30～17：00

総合相談

◆相談時間 45分以内 月・火・水・金 13：30～16：30
◆相談料金 5,000円(税込)

債務整理相談

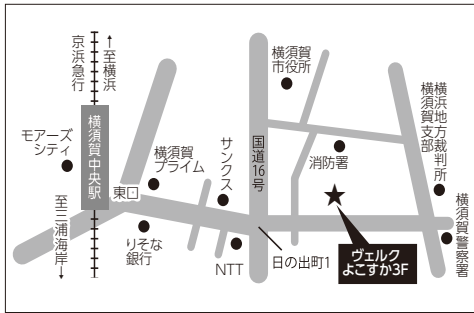
◆相談時間 30分以内
火 10：00～12：00
◆相談料金 無料

交通事故相談

◆相談時間 30分以内
金 10：30～13：00
◆相談料金 無料

家庭の法律相談

◆相談時間 45分以内
木 13：30～16：30
◆相談料金 5,000円(税込)



編集後記

暑い！今年の梅雨は余り降らないなど思っていたら、突然、連日の猛暑。年々、季節の移り変わりについて行くのが辛くなっているが、地球環境の変動によるものか、単なる体力の衰えか。

デスク 久保 義人
記者 田鍋 智之
久保田 辰
青山 良治
須山 園子
飯島 麻樹
土居 久子